

栃労発雇均 0219 第5号
令和6年2月21日

各関係機関・団体の長 殿

栃木労働局長



春季における年次有給休暇取得促進の御協力について（御依頼）

厚生労働行政の運営につきましては、平素より格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、年次有給休暇の取得率につきましては、「令和5年就労条件総合調査」の結果（令和5年10月31日公表）によると、令和4年に62.1%と、前年より3.8ポイント上昇し、過去最高を更新したものの、依然として政府目標である70%とは乖離があります。

このため、厚生労働省では、年末年始に引き続き、この春季における年次有給休暇の取得促進の機運を醸成するための取組を行うこととしました。

具体的には、計画的な業務運営や休暇の分散化に資する年次有給休暇の計画的付与制度（※1）、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇制度（※2）等の活用を含め、年次有給休暇を積極的に取得いただくことにより働き方・休み方の見直しを促すポスター及びリーフレットを作成し、これらを用いた広報や労使への働きかけ等を行うこととしております。

つきましては、貴職におかれても、本取組の趣旨を御理解いただき、同封のポスターの掲示やリーフレットの配布、広報誌やホームページによる周知等につきまして、御協力を賜りますよう、よろしく願いいたします。

また、ポスター及びリーフレットは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」に掲載しておりますので、御活用ください。

○年次有給休暇取得促進特設サイト

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin>

（※1）年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を締結すれば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。

（※2）年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を締結すれば、年5日の範囲内で、時間単位の取得が可能となります。（分単位など時間未満の単位での取得は認められません。）



<担当> 栃木労働局雇用環境・均等室

TEL: 028-633-2795 指導主任 高橋

Refresh!

もっと自分らしい

働き方

休み方


春の連続休暇には、
ココロとカラダ、リフレッシュ。

年次有給休暇 を上手に活用し働き方・休み方を見直しましょう

- 「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
- 年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

働き方・休み方改善ポータルサイト <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

年次有給休暇取得促進特設サイト 

年休取得促進
特設サイト▶ 